



I. 総論

位置づけ	サイクリスポートの聖地に向けたビジョンを市町や県民と共有しながら、ハード・ソフトの施策を総合的に進める指針となる計画（自転車活用推進法第10条）		
計画区域	静岡県全域	計画期間	2022～2026年度

II. 自転車を巡る静岡県の現状・課題と目標

東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の本県開催を契機に、国内外のサイクリストを惹きつける地域「サイクリスポートの聖地」を目指すとともに、自転車を巡り多様化する課題に対応するため4つの目標を定め、これらを達成するために実施すべき施策を推進します。

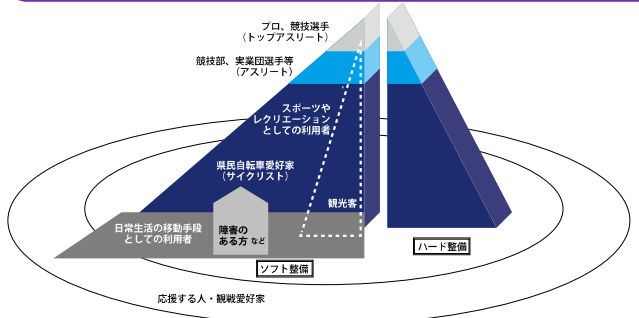
第2次自転車活用推進計画は、第1次計画の取組を継続しつつ、社会情勢の変化に対応することで更なるステップアップを図ります。

社会情勢の変化	オリパラガシ（自転車文化）	・2021年7月から9月に「東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技」が本県で開催され、今後のレガシーの継承が必要。
	子ども向けフィールド	・「東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技」を契機として、遊びを通して、子供に自転車文化に親しんでもらうことが必要。
	ナショナルサイクルート（インバウンド）	・2021年5月に「太平洋岸自転車道」がナショナルサイクルートに指定。今後インバウンドも含めた、サイクルーリズムの活性化に向けた取組が必要。
	生活様式の変容	・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、生活様式が変容。感染の拡大防止や、人との接触・密な状態を避けるため、自転車利用が増えており、これらに対応した取組が必要。
	自転車通勤	・2020年度「自転車通勤推進宣言企業」に「静岡県庁」が認定され、更に民間企業2社が認定。制度創設により、自転車通勤へ転換する機運が高まっており、更なる自転車通勤の促進が必要。
	SDGs（健康増進）	・環境や健康、持続可能な消費の問題を解決するための国際的な開発目標である「SDG s アクションプラン2021」が決定。このため、SDG s を意識した、自転車活用推進が必要。

目指す姿

サイクリストの憧れを呼ぶ聖地“ふじのくに”の実現

聖地とは
国内外から多くのサイクリスト、自転車競技者が訪れ、交流する地域
住民の多くが自転車に親しみ、サイクリストを理解し、温かくもてなす地域社会



IV. 自転車活用を推進するために必要な事項

目指す姿「サイクリストの憧れを呼ぶ聖地“ふじのくに”の実現」に向け、国・県・市町、地域実践団体、県民、民間、警察が緊密に連携、協力して施策の推進を図ります。施策ごとに設定した指標を用いて、計画の進捗を確認し、毎年度、静岡県サイクリスポートの聖地創造会議からの助言をいただき、フォローアップを行い、計画期末（2026年度）までに施策の効果に関する評価を行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえて本計画を見直します。

III. 自転車活用の推進に関する実施すべき施策及び具体的な措置

（ ）数を表記

目標（4）・指標（12）	施策（10）	具体的な措置（56）
競技振興 目標1 自転車競技のアジア中心地への成長と自転車アスリート育成体制の構築 日本自転車競技連盟（JCF）公認レースの静岡県開催数 ※JCF・加盟団体が公表する大会 29件（2019年） ▶ 50件（2026年） 静岡県内の日本自転車競技連盟（JCF）登録競技者数 263名（2020年度） ▶ 330名（2026年度） 国際自転車競技連合（UCI）公認レースの静岡県開催競技種目数 4種目（2021年） ▶ 4種目（2026年）	施策1： 自転車競技・文化の普及・振興 施策2： 自転車アスリートの育成・競技力向上 施策3： 東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技のレガシー創出	措置①： 既存競技施設等を活用した競技大会等の開催促進 措置②： 競技団体のトレーニングキャンプの本拠地化の促進 措置③： 自転車競技大会において、競技の魅力を伝えるイベントを実施するなど、競技以外の楽しみを演出する取組の促進 措置④： 地元プロチームの積極的な活用による自転車文化の普及 措置⑤： 競技への発展を目指した、低年齢層が参加するイベントの開催及びパラサイクリングに親しむイベントの実施促進 措置⑥： 安心に利用できる子ども向けフィールド等の整備の促進 措置⑦： 企業等と連携したパラサイクリストの発掘の支援 措置⑧： ジュニア育成につながる地域に密着した自転車フィールド確保の促進 措置⑨： 国内外の主要競技大会において、優秀な成績を収めるため、県内選手の競技力向上を支援 措置⑩： 日本サイクリスポートセンターをジュニア・ユース世代の育成拠点とし、自転車エリートアカデミーを設置 措置⑪： エリート選手から初心者までが利用する自転車トレーニングヴェルジの実現に向けた取組の促進 措置⑫： 自転車競技のアジア中心地としてPRの推進 措置⑬： 国内・国際大会の誘致・開催の促進 措置⑭： スポーツ庁としての日本サイクリスポートセンター（CSC）の活用促進
サイクルーリズム 目標2 国際的なサイクルーリズムの目的地創造 国計画の目標値となっているモデルルート数のうち県内のモデルルート数 4ルート（2021年度） ▶ 7ルート（2026年度） バイシクルピット数 554箇所（2020年度） ▶ 600箇所（2026年度） e-BIKEレンタル台数 203台（2020年度） ▶ 250台（2026年度）	施策4： 世界に誇るサイクルーリズムの推進 施策5： 交通事業者や宿泊・観光施設等との連携による受入態勢の向上 施策6： 国内最高峰のe-BIKE環境の創出 施策7： 自転車利用の裾野拡大 施策8： 自転車安全利用の推進 施策9： 自転車走行空間の計画的な整備 施策10： 良好な自転車走行環境の維持	措置⑮： 先進的なサイクリング環境の整備を目指す新たな県モデルルートの設定 措置⑯： 世界文化遺産、世界農業遺産、ユネスコ世界ジオパーク、エコパーク等を巡るサイクルーリズムの促進及び他県等と連携したナショナルサイクルートやロングライドコースのPRの促進 措置⑰： オンロード・オフロードの多様なコースの整備・情報発信の推進 措置⑱： 国際色豊かなサイクリングイベント、展示会、会議等の開催支援 措置⑲： サイクルーリズムを含む体験型、滞在型コンテンツの整備・利用の推進 措置⑳： 富士山1周ルートのナショナルサイクルート指定への取組の推進 措置㉑： 鉄道、バス等とのモーダルミックスの促進 措置㉒： 民間事業者との連携強化による鉄道駅や空港への駐輪スペース設置等サイクルーリズム拠点の形成促進 措置㉓： 休憩、修理等の対応を行うバイシクルピット等の整備・利用促進と適正な管理（コンビニ等の商業施設と連携） 措置㉔： 宿泊・観光施設のサイクリスト受入態勢の向上の促進 措置㉕： 県内統一教本を使用したガイドの養成などガイドシステムの実施 措置㉖： 観光地を巡る広域での乗り捨て可能なレンタサイクル・シェアサイクルシステムの構築の促進 措置㉗： インバウンドにも対応した環境整備の支援 措置㉘： e-BIKE（e-マウンテンバイク、e-クロスバイク、e-ロードバイク）を活用したレンタサイクルシステムの構築の促進 措置㉙： e-BIKE充電ステーションネットワークの構築の促進 措置㉚： e-BIKEを活用したサイクルートの設定の促進 措置㉛： 自転車の魅力、楽しさ、効能の周知啓発の促進 措置㉜： 競技への発展を目指した、低年齢層が参加するイベントの開催及びパラサイクリングに親しむイベントの実施促進（再掲） 措置㉝： 5月の自転車月間での啓発の推進 措置㉞： 健康増進、CO ₂ 削減に向けた自転車利用の周知促進 措置㉟： ターゲットに応じた自転車の活用促進 措置㊱： 電動アシスト付き自転車の利用促進 措置㊲： タンDEM自転車の安全な乗り方の啓発促進 措置㊳： 自転車通勤促進のための「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトの情報発信の強化 措置㊴： 災害発生後における自転車活用（シェアサイクルの運用方法等）の検討 措置㊵： 安心に利用できる子ども向けフィールド等の整備の促進（再掲） 措置㊶： 生活様式の変容による新たな自転車利用者の増加も踏まえた、自転車交通ルール・マナーの周知及び安全利用の啓発の推進 措置㊷： 高齢者、障害のある人等も含め、身体にあつた多様な自転車の普及促進 措置㊸： 関係機関が連携した街頭活動等を通じての交通安全指導の実施促進 措置㊹： ヘルメット着用、自転車損害賠償責任保険加入の促進、自転車点検実施の啓発の推進 措置㊺： 自動車ドライバーや自転車に乗る全ての人へ、自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進
走行空間整備 目標4 良好な自転車走行空間の形成 自転車活用推進計画の策定市町数 ※最終的には全市町（35市町）の策定を目指す 5市町（2020年度） ▶ 24市町（2026年度） 自転車走行環境整備率（富士山1周ルート） ※矢羽根型路面表示等の延長 26.4%（18.5km）（2020年度） ▶ 100%（70km）（2026年度） トンネル照明LED化の箇所数（県モデルルート） ※県管理道路における実施箇所数 16箇所（2020年度） ▶ 49箇所（2026年度）	措置㊻： 市町自転車活用推進計画の策定支援 措置㊼： 生活様式の変容による自転車交通量の増加に合わせた計画的な自転車走行空間の整備の推進 措置㊽： 他の事業との連携や少しの工夫による快適な自転車走行空間の整備の推進 措置㊾： まちづくりや交通安全事業と合わせた自転車走行空間の整備の推進 措置㊿： 自転車走行空間に関する情報発信の推進 措置㉑： 自転車走行空間上の路上駐車の抑制促進 措置㉒： 鉄道事業者等と連携した駐輪場整備の促進 措置㉓： 情報通信技術を活用した駐輪場やシェアサイクルの普及による放置自転車対策の促進 措置㉔： 自転車ドライバーや自転車に乗る全ての人へ、自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進（再掲） 措置㉕： 自転車走行空間の適正な維持管理の推進 措置㉖： 公共交通機関との連携強化の促進（サイクルートイン等）	